平成２１年（フ）第１２８４２号
千葉県柏市豊四季520番地40
破産者　株式会社日本花押協会
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８４３号
東京都足立区南花畑１丁目１－８
破産者　廣田　久江
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７２号
茨城県つくば市自由ヶ丘397番地68
破産者　株式会社ガラス彩光絵心
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７３号
茨城県つくば市細見359―１
破産者　川島　真人
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７４号
東京都目黒区鷹番３丁目14番４号グリーンヒルズ206号
破産者　協栄総合警備保障株式会社
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７５号
埼玉県上尾市上町１丁目３―30―102、開始決定時の住所東京都目黒区鷹番２丁目20―３―201
破産者　日笠　矩男
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８８５号
東京都渋谷区東３丁目23番４号
破産者　株式会社トレンドセンサー
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９７４号
東京都町田市成瀬が丘１丁目19番地５
破産者　有限会社ウェルハウス工房
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９７５号
東京都町田市成瀬が丘１丁目19―５
破産者　近藤　基裕
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０５８号
東京都葛飾区奥戸４丁目11番４号
破産者　株式会社システムプレゼンス（旧商号株式会社秀相和）
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０５９号
東京都葛飾区奥戸４丁目11―４
破産者　畠山　　秀
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１３２号
東京都立川市錦町５丁目１番１号
破産者　有限会社ユー・シー・エムセンター
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１３３号
埼玉県三郷市彦成４丁目３－９―101号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県戸田市笹目７丁目７番地の16
破産者　株式会社伏見酒々饅頭本家
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１３４号
埼玉県三郷市彦成４丁目３－９―101
破産者　木戸脇正勝
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１３５号
埼玉県川口市大字芝4543―１
破産者　木戸脇よし子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６１４号
東京都稲城市百村1604―３－１―202
破産者　杉本　宏和（旧姓林）
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７１６号
茨城県つくば市二の宮２丁目11―７―102、開始決定時の住所東京都昭島市松原町２丁目13―17―308
破産者　諸藤　　力
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７２１号
福島県郡山市湖南町横沢字屋敷2581
破産者　勝又すい子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７２２号
埼玉県川越市大字上戸256―18―Ｄ―102
破産者　服部　直樹
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７８８号
茨城県龍ケ崎市松葉４丁目１―11
破産者　高橋　敬治
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９４号
山口県光市上島田７丁目11―17
破産者　岡村　輝男
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可